

鳥取県消防協会弔慰救済事業引当積立金設置規程

昭和52年3月10日制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県消防協会業務運営に関する規則第2条に基づく規定による弔慰救済の実施に際し、不測の事態により一般会計予算を越えて支出を要するとき、これに充てる資金を積み立てておくことを目的として定める。

(積立金の額)

第2条 前条の規定により積み立てる資金（以下「積立金」という。）の限度額は、100万円とする。

(積立の方法)

第3条 積立金は、一般会計の中から積み立てるものとする。

(管 理)

第4条 積立金は、特定資産として金融機関への預金その他確実かつ有効な方法によりこれを管理する。

(運用益)

第5条 積立金の運用から生ずる収益は、その他事業に使用するものとする。

(積立金の取り崩し)

第6条 積立金の取り崩しは、第1条に定める目的以外に取り崩してはならない。ただし、財政上必要であると認められるときは、確実な繰り戻し方法及び期間を定めて、積立金に属する現金を事業資金に繰り替えて運用することができるものとし、その使途及び取り崩しについては、理事会及び評議員会の承認を要する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、昭和53年3月10日から施行する。

附則

この規程は、平成24年3月21日から施行する。